

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成26年5月8日(2014.5.8)

【公表番号】特表2013-522652(P2013-522652A)

【公表日】平成25年6月13日(2013.6.13)

【年通号数】公開・登録公報2013-030

【出願番号】特願2013-501439(P2013-501439)

【国際特許分類】

G 01 N	33/50	(2006.01)
G 01 N	30/88	(2006.01)
G 01 N	27/62	(2006.01)
G 01 R	33/465	(2006.01)
G 01 N	24/12	(2006.01)
G 01 R	33/32	(2006.01)

【F I】

G 01 N	33/50	T
G 01 N	30/88	G
G 01 N	30/88	F
G 01 N	30/88	N
G 01 N	30/88	M
G 01 N	27/62	V
G 01 N	27/62	C
G 01 N	24/08	5 1 0 Q
G 01 N	24/12	5 1 0 C
G 01 N	24/12	5 1 0 P
G 01 N	24/12	5 1 0 L
G 01 N	24/02	5 3 0 M

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月20日(2014.3.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対象における乳癌の再発の指標である複数の所定の代謝物バイオマーカーのパネルを検出するための方法であって、

血液、血漿、血清、汗、唾液、喀痰または尿である体液のサンプルを前記対象から得る工程と、

前記サンプルを分析して、前記パネルにおける代謝物バイオマーカーの各々の存在および量を決定する工程とを包含し、

前記パネルが、3-ヒドロキシ酪酸塩、アセト酢酸塩、アラニン、アルギニン、アスパラギン、コリン、クレアチニン、グルコース、グルタミン酸、グルタミン、グリシン、ギ酸塩、ヒスチジン、イソ酪酸塩、イソロイシン、乳酸塩、リシン、メチオニン、N-アセチルアスパラギン酸塩、プロリン、トレオニン、チロシン、バリン、2-ヒドロキシブタン酸、ヘキサデカン酸、アスパラギン酸、3-メチル-2-ヒドロキシ-2-ペンテン酸、ドデカン酸、1,2,3,トリヒドロキシプロパン、-アラニン、フェニルアラニン

、3-ヒドロキシ-2-メチル-ブタン酸、9,12-オクタデカジエン酸、酢酸、N-アセチルグリシン、グリシン、ノナン二酸、ノナン酸、およびペントデカン酸からなる群より選択される少なくとも7つの化合物からなり、

前記パネル中の前記代謝物バイオマーカーの各々の存在および量が、全体として、対象における乳癌の再発の指標である、方法。

【請求項2】

前記パネルが、3-ヒドロキシ酪酸塩、アセト酢酸塩、アラニン、アルギニン、コリン、クレアチニン、グルタミン酸、グルタミン、ギ酸塩、ヒスチジン、イソ酪酸塩、乳酸塩、リシン、プロリン、トレオニン、チロシン、バリン、ヘキサデカン酸、アスパラギン酸、ドデカン酸、フェニルアラニン、3-ヒドロキシ-2-メチル-ブタン酸、9,12-オクタデカジエン酸、酢酸、N-アセチルグリシン、ノナン二酸、およびペントデカン酸からなる、

請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記パネルが、3-ヒドロキシ酪酸塩、コリン、グルタミン酸、ギ酸塩、ヒスチジン、乳酸塩、プロリン、チロシン、3-ヒドロキシ-2-メチル-ブタン酸、N-アセチルグリシン、およびノナン二酸からなる、

請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記パネルが、コリン、グルタミン酸、ギ酸塩、ヒスチジン、プロリン、3-ヒドロキシ-2-メチル-ブタン酸、N-アセチルグリシン、およびノナン二酸からなる、

請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記パネルが、3-ヒドロキシ酪酸塩、コリン、ギ酸塩、ヒスチジン、乳酸塩、プロリンおよびチロシンからなる、

請求項1に記載の方法。

【請求項6】

哺乳動物対象において二次的な腫瘍細胞増殖を検出する方法であって、

血液、血漿、血清、汗、唾液、喀痰または尿である体液のサンプルを前記対象から得る工程と、

前記サンプルを分析して、所定のバイオマーカーのパネルにおいて各々の代謝物バイオマーカーの存在および量を決定する工程とを包含し、

前記パネルが、3-ヒドロキシ酪酸塩、アセト酢酸塩、アラニン、アルギニン、アスパラギン、コリン、クレアチニン、グルコース、グルタミン酸、グルタミン、グリシン、ギ酸塩、ヒスチジン、イソ酪酸塩、イソロイシン、乳酸塩、リシン、メチオニン、N-アセチルアスパラギン酸塩、プロリン、トレオニン、チロシン、バリン、2-ヒドロキシブタン酸、ヘキサデカン酸、アスパラギン酸、3-メチル-2-ヒドロキシ-2-ペンテン酸、ドデカン酸、1,2,3,トリヒドロキシプロパン、-アラニン、フェニルアラニン、3-ヒドロキシ-2-メチル-ブタン酸、9,12-オクタデカジエン酸、酢酸、N-アセチルグリシン、グリシン、ノナン二酸、ノナン酸、およびペントデカン酸からなる群より選択される少なくとも7つの化合物からなり、

前記パネル中の前記代謝物バイオマーカーの各々の存在および量が、全体として、哺乳動物対象における二次的な腫瘍細胞増殖の指標である、方法。

【請求項7】

前記パネルが、3-ヒドロキシ酪酸塩、アセト酢酸塩、アラニン、アルギニン、コリン、クレアチニン、グルタミン酸、グルタミン、ギ酸塩、ヒスチジン、イソ酪酸塩、乳酸塩、リシン、プロリン、トレオニン、チロシン、バリン、ヘキサデカン酸、アスパラギン酸、ドデカン酸、フェニルアラニン、3-ヒドロキシ-2-メチル-ブタン酸、9,12-オクタデカジエン酸、酢酸、N-アセチルグリシン、ノナン二酸、およびペントデカン酸からなる、

請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記パネルが、3-ヒドロキシ酪酸塩、コリン、グルタミン酸、ギ酸塩、ヒスチジン、乳酸塩、プロリン、チロシン、3-ヒドロキシ-2-メチル-ブタン酸、N-アセチルグリシン、およびノナン二酸からなる、

請求項6に記載の方法。

【請求項9】

前記パネルが、コリン、グルタミン酸、ギ酸塩、ヒスチジン、プロリン、3-ヒドロキシ-2-メチル-ブタン酸、N-アセチルグリシン、およびノナン二酸からなる、

請求項6に記載の方法。

【請求項10】

前記パネルが、3-ヒドロキシ酪酸塩、コリン、ギ酸塩、ヒスチジン、乳酸塩、プロリンおよびチロシンからなる、

請求項6に記載の方法。